

通所介護・介護予防通所介護サービス事業所

社会福祉法人 カリタスの里

「志方デイサービスセンターきたの輝き」

運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人カリタスの里が開設する「志方デイサービスセンターきたの輝き」(以下「事業所」という)指定通所介護及び介護予防通所介護の事業(以下事業という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第 2 条
- 一 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 二 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 三 指定介護予防通所介護事業の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 四 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第 3 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 事業所の名称は 「志方デイサービスセンターきたの輝き」
 - 二 事業所の所在地は 〒675-0303 兵庫県加古川市志方町細工所567番地

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1)管理者 1名

管理者は従業者及び利用の申し込みに係る調整など業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。

(2)当事業所は次のとおり職員を配置する（通所介護・介護予防通所介護）

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 介護職員 | 2名以上一日常生活の介護・指導・相談に関する事 |
| 1 看護師 | 1名以上一利用者の保健衛生指導に関する事 |
| 1 生活相談員 | 1名以上一利用者処遇・苦情・相談等全般に関する事 |
| 1 機能訓練指導員 | 1名以上一利用者の機能訓練に関する事 |

(利用定員)

第 5条 利用者の定員は29名とする。

(営業日及び時間)

第 6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日は月曜日から土曜日とする。（ただし12月31日～1月3日を除く）
- 二 営業時間は通常時間として8時30分から17時30分とする。
（サービス提供時間 9：20～16：30）

(利用料)

- 第 7条
- 一 利用料は介護報酬の告示上の額とする。
 - 二 送迎・食事・入浴・機能訓練加算については各々受けたサービス提供の額とする。

(通常の送迎実施地域)

第 8条 通常のサービスの実施地域は下記のとおりとする。

加古川市、高砂市、加西市、播磨町、稲美町、小野市、加東市、
姫路市（山田町・船津町・豊富町・飾東町・砥堀・仁豊野・花田町・別所町・御国野町・
四郷町・大塩町・的形町）

(秘密の保持)

- 第 9条
- 一 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 二 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気を用い、または自炊すること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (4) その他この規定で定められたこと。

(損害賠償)

- 第11条 一 利用者は、故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または現状に回復しなければならない。
- 二 損害賠償の額は、入居者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

(緊急時の対応)

- 第12条 施設サービスを行なっている時に、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに施設が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第13条 管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策をたて少なくとも年に2回入居者及び職員の避難及び防火訓練を行なうものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとします。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(人格の尊重)

- 第15条 当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定通所介護を提供するものとする。

(虐待の防止)

- 第16条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、指定サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(暴力団等の影響の排除)

第17条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

二 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第18条 その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

二 前項における評価の結果を公表するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第19条 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

二 前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の防止のための指針を整備するものとする。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定通所介護事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底するものとする。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

二 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

三 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

四 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第21条 事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

二 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第22条 サービスの提供に関する記録を作成するとともに、当該利用者の契約の終了の日から5年間保存しなければならない。

(賭博や風俗営業を連想させる介護保険サービスに対する規制)

第23条 施設は、機能訓練その他必要なサービスとして、入居者等の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、または日常生活を逸脱して、入居者等に提供してはならない。

二 施設は、入居者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨を、入居者等に提供し、又は使用してはならない。

三 施設は、その外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又はその運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。

四 施設の名称及び施設についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(その他)

第24条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人カリタスの里と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 7月15日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日より改正

この規定は、令和 8年 4月 1日より改正